地域福祉計画とは?

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や 地域の多様な主体が『**我がこと**』として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて 『**まるごと**』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに 創っていく「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進するための計画です。

地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担とは?

地域の主役は、地域で生活をしている市民の皆さまです。地域の一人ひとりが住み 慣れた地域で互いを認め、支え合いながら、ともに生きるまちを実現するためには、 行政の取組だけではなく、地域住民や地域の事業者との協働が不可欠です。このこ とを踏まえ、本計画にそれぞれの役割を明示しています。

《地域住民》

地域福祉を支える一員として、 身近な範囲で、できることから 取り組みます。

例えばこんなこと!

- ・出前講座を活用して、制度などの知識や教養を深める。
- ・地域の行事に参加してみる。
- ・認知症サポーター養成講座に参加してみる。
- ・地域の中で気になることを地域の みんなで話し合ってみる。など

《事業者》

主体的な取組や行政との協働 などを通じて、地域活動に 取り組みます。

例えばこんなこと!

- ・地域のボランティア活動に参加 してみる。
- ・地域の見守りへの協力をする。
- ・子育てや介護を行っている従業員が 家庭生活と両立できる環境づくりに 取り組む。 など



《行政》

地域ニーズを把握し、地域共生社会の実現に向けて各種団体との連携体制 など地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組みます。

編集・発行 弘前市 健康福祉部 福祉政策課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 電話0172-40-7037/FAX0172-32-1166

弘前市地域福祉計画 (2018年度~2022年度) (案)

ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現



2019年3月 弘前市

基本目標1 社会全体で支える仕組みの構築

世帯まるごとの課題解消や社会的孤立の予防のため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談体制の構築や社会参加を促進するための社会基盤の整備に努めます。

→ 制度の狭間への対応などの各分野横断的に対応可能な体制の構築 ~「まるごと」の推進~

【取組事項】

- ☆1)相談体制の充実と関係機関の連携強化
- ☆2)保健・医療・福祉の一体的連携
 - 3)情報提供体制の充実



基本目標3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

福祉活動を推進できる人材の育成や住民一人ひとりの意識の向上を推進するとともに、地域コミュニティの活性化や新たな社会資源の掘り起こしを行います。

→ 地域コミュニティの活性化や新たな人材の発掘~人材育成~

【取組事項】

- ☆1)福祉意識の醸成
- ☆2) 多様な担い手の育成
 - 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進





〈基本理念〉 ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現

地域の一人ひとりが 住み慣れた地域で 互いを認め、支え合いながら ともに生きるまちを目指します

基本目標2 地域で支え合う環境づくりの促進

誰もが役割を持ちお互いに支え合っていくことができる地域共生社会の 創造と、地域での福祉活動を行うための環境の整備を進めていきます。

- → 自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進
 - ~「我がこと」の推進~





【取組事項】

- ☆1)地域課題の解決力の強化
 - 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
 - 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備



基本目標4 包括的なサービスの提供

高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者など全ての個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

→ 支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備

【取組事項】

- 1)健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援





☆:特に重点的に取り組む事項